

2021年6月4日

東京都公安委員会御中

審査請求人

反 論 書

都公委（警. 訟. 訟. 1）第3570号から第3572号に指示に従い、次の通り、処分庁の3通の弁明書（監. 公. 総. 管第2848号、監. 公. 総. 管第2849号、監. 刑. 総. 企第2595号）に対して反論します。

1

2 審査請求に係る処分の内容

警視庁が2020年10月27日監総文情第5281、監総文情第5282、及び監総文情第5283号により審査請求人に対してした3件の開示請求に対する非開示決定。

3 反論の内容

処分庁の3通の弁明書に記された3件の行政文書開示請求に対する不開示の根拠は、全て、請求に係る文書の存否を答えると警視庁の特定部署において把握している犯罪情報や警察の情報収集活動等の実態が明らかになるため、不法行為を容易にし、公共安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあるため、回答しない、というものであると理解できる。これは、不開示の処分の結果通知書に既に記されていることに何ら付け加える部分がないため、審査請求人のこの意見にに対する反論も不服審査請求書の審査請求の理由の箇所に既に記されているため、まず不服審査請求書の説明をよくご覧頂きたい。

その上で、議論の助けとするため論点を再提示すれば

①請求人が行った開示請求対象の行政文書の内容は、警視庁情報公開センターの担当官のと電話で相談で補正を行い決定したものであり、捜査情報は開示できないため個別の捜査情報は含まないことを確認している。

②公安部、刑事部等の部署名も、部署を指定しない限り文書を探すことができないので指定しないと開示請求を受けることができないというの要請から指定されたものにとらず、請求者が求めているのは、電磁波を照射する武器との電磁波照射を受けていると訴える都民たちがいることを前提に、電磁波照射による武器やそれ用いた犯罪に関して警視庁が保有している情報、及び、それらの被害の訴えを警視庁が組織としてどのようにとらえているのかということの確認に資する文書であり、例えばそれらについて会議で討議した議事録や、調査した際に作成された文書も含む幅広い内容を含むことを伝え、その上で担当官と調整して補正した請求を行った。

③一方で、米国では、その報道が一般的に事実と見なされるNew York Times等の信頼できるマスメディアによって、複数の米国政府職員が様々な健康被害を受けている俗に「ハバナシンドローム」と呼ばれる事件に関して、調査を行った専門家たちが、その原因を「無線周波数帯パルス波によるものである可能性が最も高い」、言い換えれば電磁波の生体効果を用いた武器による可能性が最も高い、と報告していることを報じている。（この事件に関しては、今回参考資料として、事件を担当する米 국무省から依頼を受けた米国 National Academies of Science, Engineering, Medicineが2020年に作成した報告書の中のサマリー部分のコピー添付します。なお、「ハバナシンドローム」と同様と思われる被害が米国本土においても起きており、その状況が米連邦議会の上下院軍事委員会に報告されている、ということ CNN等の米メディアが今年に入っても報じており、ますますそのような武器による可能性が疑われる被害が起きています。（参考：CNN, “US investigates SECOND suspected case of mystery 'syndrome' near White House” <https://www.cnn.com/2021/05/17/politics/us-investigates-second-case-mystery-syndrome-white-house/index.html>）

④請求対象として想定される様々な文書の全てが、「犯罪を企図するもの等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査を他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ことはありえず、内容を精査して警視庁の任務遂行に支障のない範囲でその一部を開示できるはずであり、そうすべきである。

⑤文書の存否を含めてすべてを不開示とすることは、市民がこの件を議論する情報を得ることを不可能にするため、市民がこの件に関して、自分の身を守ったり、警戒をしたり、相談をしたり、議会を通じて対処の必要性を検討したり、あるいは警察官が必要な議論や準備をしたり、といった全ての可能性を奪うことになるため、公共の安全を損なうものであるため許されない。

議論の助けとするために、サイバー犯罪について考えて下さい。「どの団体がどの場所にあるサーバーを用いてどういったプログラムでサイバー犯罪を行っている、と刑事部が疑っている」というような情報が漏れてしまっただけでは仕事になりません。それは捜査情報です。しかし例えば、「今こういったタイプの新しいサイバー犯罪が増えているので市民に警戒してもらおうべきだ」という議論や、「対策の為にこういった部分に予算を付ける必要がある」という議論、「海外ではこういう事例があるので日本でも今後のために備えておく必要がある」というような研究活動、それらに伴う行政文書をそれを必要とする一般市民や専門家が利用できるようにシェアすることは、公共の安全の向上に役立ちこそすれ、それを壊すものではありません。当然中には秘匿すべき情報もあるでしょうが、全ての文書の全ての部分が秘匿すべきである、ということは現実的にありえません。ある犯罪形態や武器のタイプ、その被害の訴えに関わる情報をその存否も含めて全て非開示としない限り、公共の安全が脅かされる可能性がある、というような理屈には無理があり、事実にも反しています。

さて、しかしそのように考えた場合に、自然と演繹される可能性の一つは、処分庁がそのような根拠によって文書の存否も含めて非開示とする理由が、請求文書が存在しないからである、という結論です。何ら電磁波の生体効果を用いた武器に関する認知も議論も研究も今まで行っていないという情報を公にすると、犯罪者を助ける可能性があるかもしれ

ないので回答しない、という判断の可能性はあります。無論、処分庁が回答しない限りそれを審査請求人を含めた市民が知ることは決してできません。審査を行う委員の方々の参考までに、審査請求人は警察庁に対しても昨年2件の行政文書開示請求を行っており、

(1)「電磁波や超音波を意図的に照射されていると訴えている人々とその訴えに関する文書」及び、(2)「電磁波や超音波を人体に意図的に照射して攻撃する行為(エレクトロニック・ハラスメント、サイバー拷問、テクノロジー犯罪等とよばれることがある)に関する文書。例えば、それらを可能にする装置や悪用された国内外の事例、そのような行為を捜査する方法について作成された文書」の2件について、警察庁はそのどちらも、「本件開請求にかかる行政文書を作成し、または取得しておらず、保有していないため、不開示とした」という理由による不開示結果を審査請求人に通知しています(令2警察庁甲情公発第129-1号及び同第130-1号)。警察庁はそのような文書を作成していない、つまり文書の残る形では会議や研究を行っていない、ということ認めていると理解できます。

もし処分庁も同様である場合、警視庁内部の職員がその情報を公にしたくないと感じる「心情」は審査請求人にも理解できます。しかし、それは既に不服審査請求書で説明したように誤った認識です。秘匿してしまえば、誰も何も知ることができず、議論すること自体ができませんので、その結果、都民を始め多くの人々を危険にさらす可能性が高いことは明らかと思われます。そして現実には、これも不服審査請求書で既に説明した通り、処分庁が現在、電磁波の生体効果を用いた武器による犯罪に対処をしていないことは、都内のどの警察署にであれそのような被害の訴えを実際に行ってみれば、犯罪を企図する者も含めて誰にでも直ちに確認できます。そつまりそのことは隠すまでもない事実です。

従って、処分庁の所持する情報をよく調べた上で、正直な回答を行うことが、結果的には正しい情報とそれを通じた議論により、公共の安全を守っていくことに資することになります。これは、人の生命、身体の安全に関わる極めて重要かつ切迫した問題である、ということ改めて審査される委員の方々にはご理解いただきたいと思えます。

不服審査請求を審査する委員会が設けられている理由の一つは、処分庁の内部の事情とは別の視点で、客観的に事案を検討し、最も市民の為になる行政決定を促すためであると思えますので、良識と常識をもってよく本件について検討して決定を下して頂きたいお願い致します

4 実施機関による教示の有無及びその内容

「弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面を提出する場合又は証拠書類若しくは証拠物を提出する場合には、令和3年6月7日までに、東京都公安委員会に提出してください」との教示がありました。

5 添付書類

資料1 The National Academies of Sciences・Engineering・Medicine, “An Assessment of Illness in U.S. Government Employees and Their Families at Overseas Embassies” 2020, National Academies Pressの表紙及びp.1からp4までのコピー

資料2 令2警察庁甲情公発第129-1号及び同第130-1号のコピー